

**2027年国際園芸博覧会 リスクコンサルティング業務委託
業務説明資料**

1 総則

(1) 適用範囲

本仕様書は「2027年国際園芸博覧会 リスクコンサルティング業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

(2) 準則

本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下「協会」という。）の契約規程及び委託契約約款等を遵守することとする。

(3) 件名

2027年国際園芸博覧会 リスクコンサルティング業務委託

(4) 履行期限

2025年3月31日（月）

(5) 履行場所

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会他

2 業務の概要

2027年国際園芸博覧会では事業領域ごとに様々な検討が行われていますが、それぞれの潜在リスクは密接に関連しており、また、様々な組織・個人が関わることとなります。各事業における重大なリスクの発生の予防及び早期発見・管理対策が重要であり、安心・安全な博覧会の開催を実現するため、リスクコンサルティングの実施を行う必要があります。

本業務は、かくある大規模イベントにおける知見及び経験を有する事業者によるリスクコンサルティングの実施を目的とします。

3 業務内容

受注者は、以下の内容を精読し、理解した上で本業務を実施すること。

(1) リスクの洗い出し・リスク評価

リスク項目・評価基準に基づき各部門に対する調査を実施し、集計結果の分析をもとに組織全体及び部門単位でのリスク評価を行う。その後、各部門に対するヒアリングを実施し、ヒアリング内容も加味して組織全体におけるリスクの優先順位付けを行う。

(2) 具体的なリスク対策の提案

(1) で定める業務の結果と本博覧会の特殊性を考慮したうえで、協会が講じるべき具体的なリスク対策について提案を行う。

(3) 業務打合せ等

(1) 及び(2) で定める業務について、協会内担当者との業務打合せ等を通じ、進捗共有や意見交換を行う。業務打合せは適宜実施し、WEB 会議での実施も可能とする。

4 成果品

- (1) 業務で作成した資料の電子データ
(Microsoft Office 等により編集可能なデータも併せて格納すること)
- (2) その他、調査・検討過程の資料で委託者が必要と認めるもの

5 参考資料等

(1) 上位構想、既往計画等

- ・旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会基本構想案（2018年3月）
- ・2027年国際園芸博覧会日本国横浜市申請書（2019年7月）
- ・国際園芸博覧会検討会報告書（2020年2月）
- ・旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（2020年3月）
- ・横浜国際園芸博覧会具体化検討会報告書（2021年5月）
- ・(仮称)旧上瀬谷通信施設公園基本計画（原案）（2021年6月）
- ・2027年国際園芸博覧会基本計画（2023年1月）
- ・2027年国際博覧会 サステナビリティ戦略（2024年3月）
- ・2027年国際園芸博覧会 来場者輸送基本計画（2024年3月）

(2) 関係規則等

- ・AIPH規則(AIPH Regulations for Category A1 World Horticultural Exhibitions)
- ・General Regulations of International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan
- ・Special Regulations
- ・過去に開催した並びに近年開催予定の国際園芸博覧会、国際博覧会関係規則

(3) HP公表資料

- ・公益財団法人 2027年国際園芸博覧会協会 公式ウェブサイト
<https://expo2027yokohama.or.jp/>
- ・国際園芸博覧会の招致（横浜市 HP）
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/engeihaku/kentoiinkai.html>
- ・旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（横浜市 HP）
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/jokyo/kukakuseiri/kamiseya/plandesign/kihonkeikaku.html>
- ・国際園芸博覧会検討会（農林水産省・国土交通省共管）
https://www.maff.go.jp/j/seisan/kaki/flower/f_yokohama/yokohamahaku.html

(4) その他

国際園芸博覧会・関係規則等 なお、規則関係の更新に注意すること。

6 その他

- (1) 業務の実施に際し、委託者と協議の上、業務実施計画を策定し、業務を実施する組織体制と併せて提出することとします。
- (2) 受託者は、常に委託者と密接に連携を図り、委託者の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的な業務の実施に努めなければなりません。
- (3) 受託者は、委託期間中、業務内容全般を把握している管理者1名以上とコンサルタント1名以上を置き、委託者と連絡調整を行うこととします。
- (4) 受託者が本業務を実施するにあたり生じた諸事故や第三者に与えた損害等については、受託者が一切の責任を負うとともに、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うものとします。
- (5) 受託者が協会等の所有する書籍や報告書類等を借り受け、これを紛失又は破損した場合、受託者の責任においてこれを修繕、若しくは補償することとします。
- (6) 本資料に定められていない事項や業務内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けることとします。
- (7) 受託者が、本業務に関して個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第12条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出することとします。
- (8) 受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (9) 「持続可能性に関する特記事項」に基づき、「持続可能性に配慮した調達コード」を順守することとする (https://expo2027yokohama.or.jp/news/news_20240118/)
- (10) 政策の転換等やむを得ない事由により予定業務の発注が行われない場合は、業務を受注できない場合があります。
- (11) 成果品についての著作権などの全ての権利は、協会に帰属するものとし、協会と協会が指定する第三者に著作権者人格権を行使しないこととします。
- (12) 本業務を通じて知り得た情報について、受託者は守秘義務を負うこととし、委託者の許可なく使用することのないように、適切に管理することとします。